

電気料金種別定義書

(ベーシックプラス・プレミアムプラス)

目次

I.	総則	2
1.	適用	2
2.	実施期日	2
3.	定義	2
II.	契約種別および電気料金	2
4.	契約種別	2
5.	ベーシックプラス	3
6.	プレミアムプラス.....	4
III.	契約の変更	5
7.	契約容量の変更	5
8.	本定義書の変更および廃止	5
	別表	5
1.	ベーシックプラス	5
2.	プレミアムプラス.....	9
3.	燃料費調整	13
(1)	燃料費調整額	13
(2)	燃料費調整単価	13
(3)	燃料費調整単価算定期間、燃料費調整額適用期間	14
4.	容量拠出金相当額	15

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書【従量電灯プラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、沖縄・離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り）を除いた日本全国に適用します。

2. 実施期日

「本定義書」は、令和7年6月1日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア	契約種別
電 灯 需 要	北海道電力管内	ベーシックプラス（北海道） プレミアムプラス（北海道）
	東北電力管内	ベーシックプラス（東北） プレミアムプラス（東北）
	東京電力	ベーシックプラス（東京） プレミアムプラス（東京）
	中部電力管内	ベーシックプラス（中部） プレミアムプラス（中部）
	北陸電力管内	ベーシックプラス（北陸） プレミアムプラス（北陸）

	関西電力管内	ベーシックプラス（関西） プレミアムプラス（関西）
	中国電力管内	ベーシックプラス（中国） プレミアムプラス（中国）
	四国電力管内	ベーシックプラス（四国） プレミアムプラス（四国）
	九州電力管内	ベーシックプラス九州） プレミアムプラス（九州）

5. ベーシックプラス

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
関西、中国、四国	最大容量（以下、最大需要容量といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

北海道、東北、東京、中部、北陸、九州	イ 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 小売電気事業者は、一般送配電事業者によって、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて
--------------------	--

	使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐものとします。 ハ 小売電気事業者および一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表（容量拠出金相当額）を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

6. プレミアムプラス

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表（容量拠出金相当額）を加え、別表（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

III. 契約の変更

7. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. ベーシックプラス

(1) ベーシックプラス（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	386 円 10 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	25 円 86 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	31 円 57 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	32 円 99 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	31 円 86 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(2) ベーシックプラス（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	364 円 10 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	18 円 25 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 00 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	28 円 95 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	28 円 95 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(3) ベーシックプラス（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	287 円 87 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	19 円 37 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 97 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	30 円 06 銭

	550kWh 超過 1kWh につき	30 円 06 銭
--	--------------------	-----------

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(4) ベーシックプラス（中部）

イ 基本料金基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	288 円 20 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	20 円 86 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 33 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	28 円 28 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	28 円 28 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(5) ベーシックプラス（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	313 円 50 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	21 円 75 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 64 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	27 円 35 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	27 円 35 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(6) ベーシックプラス（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	1Wにつき	482 円 33 銭
--------	-------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	23 円 57 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	26 円 47 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	29 円 61 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	29 円 61 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(7) ベーシックプラス（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	1Wにつき	551 円 49 銭
--------	-------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	23 円 80 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	29 円 97 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	30 円 11 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	29 円 12 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(8) ベーシックプラス（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	1Wにつき	574 円 81 銭
--------	-------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	23 円 87 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	30 円 00 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	31 円 45 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	30 円 44 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(9) ベーシックプラス（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約電流 10 アンペアにつき	320 円 88 銭
--------	-----------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1 kWh につき	20 円 36 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 54 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	26 円 77 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	25 円 90 銭

ハ 初回事務手数料初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

2. プレミアムプラス

(1) プレミアムプラス（北海道）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	386 円 10 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	25 円 97 銭
--------	--------------------	-----------

	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	31 円 68 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	33 円 67 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	31 円 97 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(2) プレミアムプラス（東北）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	364 円 10 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	18 円 25 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 00 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	28 円 95 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	28 円 95 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(3) プレミアムプラス（東京）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	287 円 87 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	19 円 37 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 97 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	30 円 06 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	30 円 06 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(4) プレミアムプラス（中部）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	288 円 20 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	20 円 86 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 33 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	28 円 28 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	28 円 28 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(5) プレミアムプラス（北陸）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	313 円 50 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	21 円 20 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	24 円 64 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	25 円 17 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	24 円 00 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(6) プレミアムプラス（関西）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	426 円 80 銭
--------	-------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	19 円 65 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	22 円 94 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	24 円 73 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	23 円 52 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(7) プレミアムプラス（中国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	471 円 90 銭
--------	-------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	19 円 94 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 58 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	26 円 13 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	24 円 84 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(8) プレミアムプラス（四国）

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量1キロボルトアンペアにつき	423 円 50 銭
--------	-------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	18 円 98 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	24 円 09 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	25 円 73 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	24 円 46 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

(9) プレミアムプラス（九州）

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

基本料金単価	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	320 円 88 銭
--------	---------------------	------------

ロ 電力量料金

従量料金単価は次のとおりとします。

従量料金単価	120kWh 以下 1kWh につき	20 円 36 銭
	120kWh 超過 300kWh まで 1kWh につき	25 円 54 銭
	300kWh 超過 550kWh まで 1kWh につき	27 円 21 銭
	550kWh 超過 1kWh につき	25 円 90 銭

ハ 初回事務手数料

初回事務手数料として、2,200 円を申し受けます。

※本書面に記載の金額は、すべて税込み表示となります。

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、毎月の使用電力量に (2) によって算定された燃料費調整単価を乗じて算定いたします。燃料費調整単価の算定期間及び対象となる燃料費調整額適用期間については、(3) に定義されます。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引のスポット市場における取引価格から算出される(イ)に基づき、毎月、以下の定義によって算出される(ロ)または(ハ)となります。

(イ) エリアプライス平均値

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日から末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおける エリアプライスの平均値を指します（沖縄電力管内はシステムプライスの平均値となります）。算出に用いた各エリアプライス及びシステムプライスはすべて税抜であり、小数点第 3 位を切り捨ていたします。

電力エリア	対象となるエリアプライス（税抜） 及びシステムプライス（税抜）
北海道電力管内	北海道エリア エリアプライス
東北電力管内	東北エリア エリアプライス
東京電力管内	東京エリア エリアプライス
中部電力管内	中部エリア エリアプライス
北陸電力管内	北陸エリア エリアプライス
関西電力管内	関西エリア エリアプライス
中国電力管内	中国エリア エリアプライス
四国電力管内	四国エリア エリアプライス
九州電力管内	九州エリア エリアプライス
沖縄電力管内	システムプライス

(ロ)（還元）燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が 7.00 円未満の場合に、7.00 円から各電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの
（還元）燃料費調整単価：(7.00-各電力エリアのエリアプライス平均値) ×1.1

(ハ)（請求）燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が 10.00 円超の場合に、各電力エリアのエリアプライス平均値から 10.00 円を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの
（請求）燃料費調整単価：(各電力エリアのエリアプライス平均値-10.00) ×1.1

(3) 燃料費調整単価算定期間、燃料費調整額適用期間

毎月、以下(A)に定義する燃料費調整単価算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された燃料費調整単価を、以下(B)に定義する燃料費調整額適用期間の使用電力量に適用いたします。

(A) 燃料費調整単価算定期間	(B) 燃料費調整額適用期間
毎年 1 月 1 日～1 月末日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日～2 月末日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日～3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間

毎年 4 月 1 日～4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日～5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日～6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日～7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日～8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日～9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日～10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から 1 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日～11 月末日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日～12 月末日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間

4. 容量拠出金相当額

イ 容量拠出金相当額算定式

容量拠出金相当額は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{容量拠出金相当額} = \text{容量拠出金相当単価} \times \text{kwh}$$

容量拠出金相当単価

税込み	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
低圧電灯 (円)/kWh	1.18	0.58	0.61	0.56	0.60	0.60	0.60	0.60	1.28

ロ 容量拠出金相当額の適用

容量拠出金相当額算定式および容量拠出金相当単価は定期的に改定することがあります。時期等については当社の定める方法にてお知らせいたします。